

かごしま 市議会だより

2013 No.322

平成25年 8月 1日
編集・発行 / 鹿児島市議会
☎099-224-1111(市役所代表)
☎099-216-1454(政務調査課直通)
＜鹿児島市議会ホームページアドレス＞
http://www.city.kagoshima.lg.jp/gikai/index.html

第1回臨時会

第2回定例会

平成25年度一般会計補正予算可決

県総合体育館整備計画について意見書を提出



桜島を背に仲間と力泳！感動のゴール

～ 桜島・錦江湾横断遠泳大会 ～

～ 目次 ～

連載

市議会
あんな・こんな ～第7話～

「鹿児島市議会報創刊」

..... 4面

第1回臨時会および第2回定例会の概要、議決された主な議案の要旨

..... 1面

個人質疑から 2～4面

委員会から 4面

可決された意見書の要旨

..... 4面

市議会の仕組みと役割

..... 5面

市議会からのお知らせ

..... 5面

議案等に対する各会派等の
表決態度

..... 6面

委員会の構成 6面

【第1回臨時会】

平成25年第1回臨時会は、5月13日から15日までの3日間にわたって開かれ、特別委員会の中間報告、常任委員会等の委員の選任および議会選出各種役職の選任を行いました。

また鹿児島市条例の一部を改正する条例などの専決処分2件を承認するとともに、監査委員の選任2件について同意しました。

【第2回定例会】

平成25年第2回定例会は、6月11日から27日までの17日間にわたって開かれました。

この定例会では、「平成25年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）」や「特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定の件」など議案18件を議決しました。

このほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書」、「県総合体育館整備計画について合意形成の下で対応することを求める意見書」を可決しました。

議決された主な議案の要旨

【第1回臨時会】

▼監査委員の選任について同意を求める件（2件）

・上門秀彦氏 ・ふじた太一氏

【第2回定例会】

▼鹿児島市公園条例一部改正の件

・天文館公園の再整備に伴い、同公園の広場を有料公園施設から除くとともに、関係条文の整理をするもの

▼鹿児島市景観条例一部改正の件

・八重の棚田地区を景観形成重点地区に指定するとともに、同地区における届出対象行為等を定めるもの

▼旧島津氏玉里邸庭園条例制定の件

・文化財の適切な保存および活用を図り、市民文化の向上に資するため、旧島津氏玉里邸庭園を設置するとともに、その管理を地方自治法の規定に基づき指定管理者に行わせるについて、必要な事項を定めるもの

▼特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定の件

・平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、特別職および一般職の職員の給与を減額する特例措置を講ずるもの

▼平成25年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）

◎主な内容

- ・児童クラブ施設整備事業
- ・福祉総合情報システム運用経費
- ・長期実践型インターンシップ事業費
- ▼教育委員会委員の任命について同意を求める件
- ・石踊政昭氏
- ▼公平委員会委員の選任について同意を求める件
- ・諏訪健彦氏
- ▼固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- ・池谷金年氏
- ▼人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- ・西 選子氏 ・神前明浩氏 ・竹林さち枝氏 ・今市眞智子氏
- ・笹川理子氏 ・徳田繁代氏 ・有村道宏氏

個人質疑から

インターネット録画放映
(アクセス方法)
市議会トップページ → インターネット議会中継・録画

第1回臨時会では1人、第2回定例会では17人の議員が個人質疑を行いました。
その中から一部を紹介します。
質疑者は下記のとおりです。

- | | | |
|-----------------|---------------------|--------------------|
| 大園たつや議員(日本共産党) | 長 浜 昌 三議員(公 明 党) | 平山たかし議員(無 所 属) |
| 大園盛仁議員(無 所 属) | ふじた太一議員(民主市民クラブ) | 井上 剛議員(自民みらい) |
| のぐち英一郎議員(無 所 属) | 堀 純 則議員(自由民主党) | わきた高徳議員(自由民主党維新の会) |
| たてやま清隆議員(日本共産党) | 北森たかお議員(社民市民フォーラム) | うえだ勇作議員(自民みらい) |
| しらが郁代議員(公 明 党) | 小川みさ子議員(無 所 属) | 長田徳太郎議員(自由民主党新政会) |
| 桂田みち子議員(日本共産党) | 瀬戸山つよし議員(自由民主党維新の会) | |

第1回臨時会における個人質疑

国民健康保険条例の一部改正による市民への影響

問 国の地方税法の一部改正に伴う今回の国民健康保険条例の一部改正の概要および本市国保財政への影響額と国の財政措置は。また、後期高齢者医療制度と連動して本市の国保制度についても市民の負担増につながって来たこととの認識と今後の見通しは。

答

今回の条例改正の概要は、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合の軽減判定について、現行5年間の措置を改正後は恒久化するともに、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過するまでの間にある世帯を特定継続世帯として新設し、基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の平等割額の4分の1に相当する額を軽減するものである。本市国保財政への影響額は、特定継続世帯の新設による軽減額として、約1500万円が見込まれるが、その財源について公費の財政措置はないところである。

また、後期高齢者医療制度との関係では、後期高齢者の医療費の増大に伴い、国保会計から支出する後期高齢者支援金は年々増加しており、今後も高齢化は進展することが見込まれることから、国保財政はますます厳しくなつていくものと認識している。

解説 特定世帯
国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国保加入者が1人になった世帯。

第2回定例会における個人質疑

配偶者暴力相談支援センターの設置

問 昨今、配偶者や元夫などからのDV被害が増え、全国における昨年の被害件数が4万3950件に上る状況の中、本市では、配偶者暴力相談支援センターが7月に設置されるが、同センターの設置に至る経過は。

答 本市においては、第2次男女共同参画計画にDV対策基本計画を盛り込んでおり、被害者支援を充実するため、推進施策の一つとして同センターを設置するものである。

同センターの設置により、被害者支援の総合窓口として、潜在化している被害者の早期発見・早期支援につながることも、年金や社会保険に関する証明書の発行事務等を行うことが可能になり、迅速な支援と被害者の負担軽減が図られるものと考えている。



配偶者暴力相談支援センターのポスター

自主防災組織

問 自主防災組織の結成状況および課題は。また、本市の課題に対する取り組みは。

答 自主防災組織の結成率は、20年度53・8割、21年度56・8割、22年度60・0割、23年度70・2割、24年度76・9割と年々向上している。

一方、訓練等の活動状況は、全体の約3分の1にとどまっております。防災訓練等の活動促進が課題であると考えている。

本市としては、地域安心安全推進指導員による自主防災組織の結成・活動のサポート等の強化を図るとともに、活動事例や助成金の申請手続き等をまとめた「自主防災組織の手引き」を、今後、作成・配布し、さらなる活動の活性化を図っていきたいと考えている。



自主防災組織の活動

問 防災に対する市民意識の啓発と原発再稼働等に対する市長の考え方

答 地域防災計画に原子力災害対策編が追加されたが、原子力災害対策に関する研修会の実施状況は。また、原子力発電所の再稼働と原発輸出に対する市長の考えは。

市民の防災に対する意識の啓発と地域の防災力を高めることを目的として、梅雨時期前に、市内を13地区に分けて実施している防災研修会において、原子力災害対策編に関する概要資料を配付し、説明等を行ったところである。

原子力発電所については、これまで申し上げてきたように、安全性が担保されない限り再稼働すべきではないと考えている。

世界には、原発建設によりエネルギー不足の解消を図ろうとする国もあるが、原発事故がひとたび発生すると広範囲にわたり住民生活や地域経済・社会に計り知れない影響を与え、その收拾には人知を尽くしても莫大な労力と時間が必要となることから、何よりも安全性の確保を最優先すべきであると考えている。

職員給与減額に対する見解

問 なぜ、5236人(公営企業職員を含む)の職員給与および12億円の削減を断行したのか、市長の見解を。

答 国が地方固有の財源である地方交付税を削減し、地方公務員給与の減額を強いることは、地方自治体の自主性を阻害するものであり、現在も大変遺憾に思っている。

しかしながら、現実には地方交付税が削減されることによる財政面への影響や、本市のラスパイレス指数の状況などを踏まえ、苦渋の判断として職員給与を減額することとしたところである。

今後の地方公務員の給与の在り方については、国と地方の協議の場等において十分協議を行うよう、全国市長会等を通じて国に対し強く要請していききたい。

市電・市バスのベビーカー利用

問 市電・市バスのベビーカー利用について、車いす利用者への対応と比較した場合の現状と課題は。また、ベビーカー利用に関する国の動向と本市の取り組みは。

答 車いす利用者が、超低床電車やノンステップバスに乗車された場合には、乗務員が補助して、車いす用のスペースに固定しているが、ベビーカーについては、これまで特に取り扱い等の基準はなかったところである。

新市立病院の機能充実

問 新病院の工事の進捗よく状況は予定通りか。また、組織をどのように改編し、機能向上を図るのか。新病院では、すべてのスタッフが必要な気持ちで職務に臨まれると思うが、新しい器にどのような魂を入れるのか。

答 新病院の建設工事は、昨年9月から地盤改良や杭工事などを行い、現在、免震層の基礎工事に着手しており、これまで予定通りに進んでいる。

新病院の組織については、救急医療やがん診療の充実を図るほか、リハビリテーション科、精神科、呼吸器内科を新設するなど、現在の20診療科の再編を行う。また、産科、新生児科、小児科、小児外科などを一体的に配置し、一貫した成育の支援を行う成育医療センターを設置する。

当院は、本県の中核的医療機関として、総合診療基盤に基づく急性期病院としての役割を担っている立場から、連携強化、いわゆる「横の医療」を根幹に置いている。移転に当たって、より一層チーム医療の取り組みを進め、市立病院の理念である「安心安全な質の高い医療の提供」に職員一丸となつて取り組みたい。

路面電車観光路線検討事業

問 市長は路面電車観光路線検討事業を市長選マニフェストの1番目の項目に挙げておられるが、今回の県の総合体育館等の建設計画を受けての定例会記者会見等における「延伸計画を進める、国体には協力する、ぜひ造りたい」という強い気持ちがあったが、これでは再考せざるを得ない」などの一連の発言の真意は。

答 本港区は、豊かなウォータ―フロントの形成、中心市街地の回遊性の向上とにぎわいの創出という観点などから、本市のまちづくりにとつて、大変重要な地区であると考えている。そのため、この本港区の特性をさらに生かしていきたいと考えて、3期目のマニフェストに「路面電車のウォータ―フロントへの路線新設」を掲げたが、その思いは現在も変わっていないところである。

今回、県からドルフィンポ―ト敷地等に総合体育館等を整備する方針が示されたが、これまで検討を進めてきた前提条件が大きく変わるから、今後、施設の配置や規模、機能等に関する県の考え方も聞きながら、あらためて検討する必要があると考え、定例会記者会見等において、そのような趣旨で発言した。

問 なぜ、急転直下「本港区に県体育館」となったのか。県総合体育館等整備構想が変更された経過について、県に説明を求めると

きと考えるが、市長の見解は。

答 同体育館等の整備については、その内容等が明らかにになっておらず、本市としても具体的にについては承知していないところである。

また、市民・県民からは、景観や費用対効果、防災面などさまざまな意見があるとともに、路面電車観光路線への影響や都市計画制度との整合をはじめ、解決すべき多くの課題があると思っている。従つて、県においては、今後、これらの課題等について丁寧かつ詳細に説明しながら、具体の検討を進めていくことが重要であると考えている。

なお、今後、県が配置計画等を検討するに当たっては、以上のことなども踏まえ、県に対して十分な説明を求めるとともに、本市の意見もしっかり伝えていきたい。



ドルフィンポ―トの土地利用の法的制限

問 県はドルフィンポ―ト周辺に総合体育館を建設する計画を発表したが、当該地の土地利用の法的位置付けは。また、そこには体育館を建設することは可能なのか。

答 ドルフィンポ―ト敷地およびウォータ―フロントパークは、都市計画法上、用途地域を準工業地域に指定しており、併せて臨港地区および特別用途地区に指定している。この特別用途地区には、客席等の床面積の合計が1万平方メートルを超えなければ、大規模集客施設は建設可能である。

また、ウォータ―フロントパークは、港湾法で、臨港地区内の分岐を修景厚生港区と定めており、県の条例において、港湾関係者の

ためのスポーツ施設やレクリエーション施設等以外は建設できないことになっているが、県条例のただし書きで、知事が公益上やむを得ないと認めた場合は、建設可能となる。

分譲マンションアドバイザー派遣事業

問 平成24年度から新規事業として取り組んでいる分譲マンションアドバイザー派遣事業の目的・概要は。また、派遣を受けた管理組合の同事業に対する反響は。

答 同事業は、マンション管理に必要な知識・情報等を提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するとともに、良質な住宅ストックの形成と市街地環境の向上を図ることを目的としており、弁護士や一級建築士、マンション管理士を管理運営や大規模修繕など、それぞれの相談内容に応じたアドバイザーとして管理組合に派遣するものである。

管理組合からは、「専門的な助言を受けられて、非常に参考になった」、「有意義なアドバイスを受けられることができた」との声や、「一級建築士を派遣したケースでは、「建物の劣化状況を具体的に確認でき、維持管理の必要性をあらためて認識した」などの声が寄せられている。



分譲マンションアドバイザー派遣事業の一例

市営住宅の連帯保証人の確保

問 市営住宅入居の際の連帯保証人の確保が困難な現状についての認識は。また、国からの通知や公営住宅法の趣旨を踏まえ、条例上の連帯保証人の人数を減らすか、保証人免除に係る規定および取扱要領を定めるなど、連帯保証人の確保の取り扱いを軽減すべきと考えるが、見解は。

答 連帯保証人の確保に一部の方々が苦勞されていることは承知しているが、市営住宅の適正な管理・運営を行う上で、必要なことであると考えている。

本市の市営住宅条例および規則では、「連帯保証人は原則として独立の生計を営み、入居者と同程度の収入を有する市内居住者2人」となっているが、特別の事情があると認められた場合は、2人のうち1人は県内居住者、または親族であれば県外居住者でも可能であるという取り扱いをしているほか、収入要件についても柔軟に対応している。

輝楽里よしだ館の役割と施設整備

問 輝楽里よしだ館は、地域の都市農村交流拠点となっていると考えるが、当局の認識と評価は。

また、同館は、品数の増加に伴い販売スペースが手狭になってきているほか、イベントの際は駐車場が確保できない等、オープンから11年経過し状況も大きく変化してきているが、さらなる充実を図るため、施設整備が必要ではないか。

答 同館は、これまで農産物直売所として、安全安心かつ新鮮な農産物や農産加工品の販売のほか、吉田地域の特色を生かした周年イベントの開催等により、都市と農村との交流促進と地域の情報発信の役割を果たしてきている。

また、出荷している農業者の生きたがいくくりや仲間づくり、小規模農家の育成に役立っており、吉田地域の活性化にも寄与しているものと考えている。

同館は敷地の広さや管理等の課題はあるが、今後機能の充実を図れないか、地域の方々の意見を聞きながら、関係機関との協議を含め、各面から検討していきたい。



輝楽里よしだ館

漁業振興対策

問 本市の主な漁業振興対策とその効果は。また、水揚げ高の減少に歯止めをかけるには、大胆な施策が必要と感ずるが、各漁協の要望に基づき事業が十分に展開されているのか、その認識は。

答 本市の主な漁業振興対策については、漁業生産基盤の充実や、つくり育てる漁業を推進するため、漁礁の設置やマダイ・ヒラメ等の放流をはじめ、市内での旬のキャンペーンや農林水産まつり、漁業者による県外での販売活動に対す

る支援などを行っている。これらの施策が生産基盤の整備や水産資源の確保、水産物の消費拡大につながるものと考えている。

なお、事業の実施に当たっては、市内の各漁協や市、県で構成する鹿児島地区水産業改良普及推進協議会における意見や各漁協の要望も踏まえ、県と連携を図りながら実施しているが、今後とも引き続き関係者との情報交換をしながら、必要な事業に積極的に取り組んでいきたい。

中小企業の再生支援の取り組み

問 かがしま中小企業再生支援ネットワークの目的、組織構成、活動内容および本市の関わりは。また、今後の中小企業の再生支援強化の取り組みは。

答 同ネットワークは、県内の中小企業に対する再生支援を通じて、地域経済の活性化に寄与することを目的として、昨年9月に設立されたものであり、県内の金融機関や商工団体、県信用保証協会などのほか、アドバイザーとして鹿児島県財務事務所、事務局である鹿児島県等構成員として、定期的な情報交換会や研修会を実施しており、本市もアドバイザーの一員として参加している。

本市中小企業に対する今後の支援については、同ネットワークに引き続き参加し、県信用保証協会が実施するかがしま中小企業サポートミーティングや金融機関による経営支援等がスムーズに行われるよう一体となって取り組むとともに、本市融資制度の円滑な運用に努めていく。



子宮頸がん（HPV）ワクチン

問 最近の国会での議論や国の動向等を踏まえ、子宮頸がんワクチン接種の中止に対する見解は。

答 本年5月の国の厚生労働委員会では、同ワクチンはインフルエンザワクチンに比べ数十倍の危険率が指摘されていることや、定期的な検診を受け早期に治療を受ければ、前がん病変はほぼ百割治療するなどの議論があったようである。また、厚生労働省の専門部会においては、同ワクチンとの因果関係を否定できない痛みがみられることから、勧奨を一時的に差し控え、副反応に関する調査を行うこととされたところである。

このため、本市においては、今後は個別の案内を行わず、すでに案内を送付した方には、勧奨ではない旨を再度お知らせするとともに、医療機関に対し、接種の際には、有効性と安全性について十分説明を行うよう通知を行うこととしている。また、これまで接種を受けた約1万3千人や今後希望する方に対しては、ホームページ等を通じて副反応等に関する情報を広く周知するとともに、市民からの相談対応を強化し、不安解消や混乱防止に努めていきたい。

保育所の待機児童解消に向けた取り組み

問 本市の待機児童数の状況分析および待機児童解消に向けた今後の取り組みは。また、保育コーディネーター配置事業の進捗よく状況と今後の予定、期待される効果は。

答 本年4月1日現在の待機児童数は57人で、昨年同期と比べ1

20人の減となっている。今後は、引き続き施設整備等による定員拡大を行うほか、今年度から認可外保育施設の保育料や幼稚園の2歳児預りへの助成、保育コーディネーターの配置を行うなど、ソフト面からも取り組むこととしている。

また、保育コーディネーターについては、6月に3名を採用して研修を行っており、7月から業務を開始する予定である。効果としては、保護者のニーズに合った適切な保育サービスを案内することで、保護者の選択肢が増え、認可保育所以外のサービスも活用されるものと考えている。



相談に応じる保育コーディネーター

簡易給水施設・飲用井戸等の整備

問 簡易給水施設や飲用井戸等を使用している地域では、少子高齢化により、人口の減少も著しく、新たな施設整備や維持管理等が難しくなっている現状があるが、同地域からの要望に対する本市の見解および今後の対策は。

答 同地域からの施設整備等の要望については、水道事業の拡張計画と整合を図りながら、施設改良および新設工事、編入、災害復旧工事に対する補助を行っている。今後とも、給水区域内においては編入促進を、給水区域外においては施設改良への補助、水質検査への支援などの事業を継続するとともに、未届けの組合等に対し、届け出を含め、水道施設の適切な維持管理の広報・啓発に努めていきたい。

委員会から

起業支援型地域雇用創造事業

問 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業のメニューの一つである起業支援型地域雇用創造事業の概要は。

答 同事業は、平成25年2月の国の補正予算において、新たなメニューとして創設されたもので、起業後10年以内の民間企業等に委託し、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場の確保および生活の安定を図るとともに、委託先の企業等の成長等を通じて地域の安定的な雇用の受け皿を創出、拡大しようとするものであり、これまでの緊急かつ短期的な雇用創出に係る事業から、継続雇用に重点を置いた事業となっている。

なお、同事業を活用する場合、委託先の企業等の選定に当たり、委託先が事業終了後も雇用を継続し、将来的に地域の雇用の受け皿となりうる企業であるか否かの適格性について、複数の有識者の意見を聴取することとなっていることから、今回、同事業に係る有識者意見聴取事業も併せて提案しており、有識者としては地元の経済団体を考えている。

福祉総合情報システム運用経費

問 福祉総合情報システム運用経費について、今回計上された1156万円は、国による本年8月1日からの生活保護基準改正に伴い、

現在運用している同システムのうち、生活保護システム等について、基準額の変更等と内容とする改修を行うための委託料であるが、その内訳は。また、改修業務の委託先および委託方法は。

答 1156万円の内訳については、619万5千円が生活保護システム等に係るパッケージ費用、残りの536万5千円がプログラム修正等に係るカスタマイズ費用である。また、福祉総合情報システムについては、株式会社日立製作所のパッケージソフトに本市独自の仕様を加え、平成16年10月に運用を開始しており、これまで同システムの保守管理も同社に委託してきている。

このようなことから、今回の改修に当たっても、同システムを熟知している同社以外に低廉な委託料で実施できるところはないと判断し、同社と随意契約を行うこととしている。

問 今回の委託料の積算方法は。また、他都市におけるシステム改修関係の予算計上の状況は。

答 今回の改修に当たっては、同社から徴取した見積もりに関して第三セクターである株式会社鹿児島頭脳センターに評価を依頼し、その評価結果も踏まえる中で委託料を積算したところである。

また、他都市の状況については、九州内の県庁所在地で6月議会に関係予算を計上しているのは、熊本、長崎、宮崎、佐賀の4市である。これら4市の予算額は、いずれも本市より低くなっており、このうち、佐賀市が本市と同じシステムを導入している。

なお、佐賀市の予算額が本市より低いことについては、人口規模や福祉事務所の数などの違いによるものではないかと考えており、株式会社日立製作所からは、人口規模に応じてパッケージ費用に違いがある旨の説明を受けている。

可決された意見書の要旨

第2回定例会では2件の意見書案を原案どおり可決しました。要旨は次のとおりです。

●地方財政の充実・強化を求める意見書
政府においては、地方財政計画および地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、「国と地方の協議の場」において十分な協議を尽くすとともに、地方公務員の給与減額措置については平成25年度限りの措置とすることなどを強く要請するため、関係行政庁に対し意見書を提出します。

：提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、経済産業大臣、総務大臣

●県総合体育館整備計画について合意形成の下で対応することを求める意見書

県においては、県総合体育館の整備計画について、市民・県民に対し丁寧かつ詳細な説明を行い、幅広い意見の聴取に努めるとともに、本市に対しても適切に情報を提供し、十分な協議を行うなど合意形成の下で慎重に対応されるよう強く要請するため、関係行政庁に対し意見書を提出します。

：提出先 鹿児島県知事

市議会 あんな話・こんな話 第7話

「鹿児島市議会報創刊」

今から64年前の昭和24年（1949）、国内では湯川秀樹博士が日本人初のノーベル賞を受賞し、海外では中華人民共和国が成立したこの年の8月15日に、本紙の前身である「鹿児島市議会報」が創刊されました。当時の紙面はタブロイド判4ページで、若重秀議長「議会政治は民主主義の根幹」という創刊の辞が1面のトップを飾っています。

また、この年本市に大きな爪痕を残したデラ、フェイ両台風およびその前後の豪雨による災害からの復旧に関する質疑や、「時の焦点」のコーナーでは谷山、伊敷、吉田、西桜島、東桜島の一町四村との合併問題を「大鹿鹿島市建設は可能か」のタイトルで報じています。

「各市展望」では、「ご破算になった大分、別府共催博覧会」や「大阪の市営ピヤ・ホール」といった話題



鹿児島市議会報 創刊号

市議会の仕組みと役割

市議会と市政

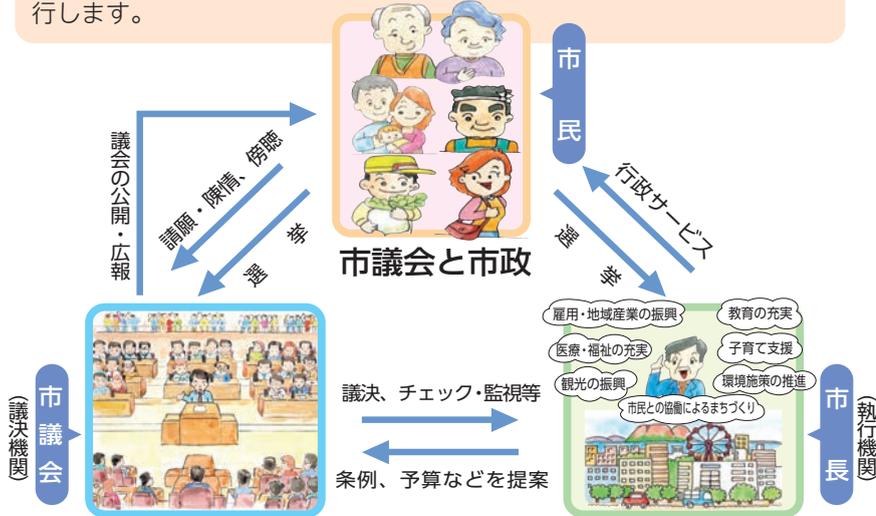
私たちの鹿児島市をより住みやすいまちにしていくためには、市民がみんなで話し合ってまちづくりを進めていくことが最も望ましいですが、市民すべてが集まり話し合うことはできません。

そこで、私たちは選挙で代表者を選び、その代表者に自分の代わりに市政について話し合ってもらっています。

この代表者が、すなわち市議会議員と市長です。

市議会は、この市議会議員で構成され、市長が市政を行うのに必要な条例や予算などの重要なことごとを審議し決定する役割を担っています。

一方、市長は市議会で議決された条例や予算に従って各種の事業を執行します。



定例会

市議会は「定例会」と必要があるときに開かれる「臨時会」があります。鹿児島市議会の「定例会」は年4回招集(2月または3月、6月、9月、11月または12月)され、次のような順序で進められます。

告 示	市長が議会を招集告示
本 会 議	開 会 議長の宣告で開会
	提案説明 議案の提出者「市長等」が提案理由を説明
	質 疑 議案や市政についての質疑を行う
	委員会付託 審議の内容がいろいろな分野にわたるため、専門の各委員会へ審査を依頼
委 員 会	常任委員会 議会に置かれている委員会で、本会議から付託された議案等について専門的に詳細な審査を行う。現在五つの常任委員会(総務消防・市民健康福祉・経済企業・建設・環境文教)を設置
	委員長報告 委員会での審査経過と結果を各委員長が報告
本 会 議	討 論 議員が議案について賛成か反対かの意見を述べる
	表 決 議案に対する議会としての最終的な意思を決定
	閉 会 議長宣告で閉会

市議会からのお知らせ

本会議の傍聴

本市議会では各党派代表による「代表質疑」と「個人質疑」があり、「代表質疑」は第1回定例会、第3回定例会および市長改選後初の定例会に、「個人質疑」は毎定例会ごとに行っています。

各定例会等における質疑は、議員と当局が向かい合っている「対面式」で行っており、個人質疑においては、傍聴や中継をご覧の市民の方々に議論の内容が分かりやすいように、一つの項目ごとに質疑・答弁を行う「一問一答方式」を採っております。

また、質疑の状況がより分かりやすいように、本会議場の傍聴席側に質問者の前方からの映像も映し出されるモニターテレビを設置していますので、是非、傍聴にお越しください。

傍聴を希望される方は、東部保健センター3階の本会議傍聴受付までお越しください。別館3階の市議会事務局側からの通路もご利用できます。

傍聴受付で、傍聴人受付簿に住所、氏名等をご記入ください。係員が傍聴席へご案内いたします。なお、傍聴の際は、お守りいただく事項もございますのでご了承ください。

- ・車いす等で傍聴される方は、事前にご連絡ください。
- ・耳の不自由な方のために議場のマイクの音を聞き取りやすくするワイヤレスの専用補聴器を用意しています。
- ・手話通訳や要約筆記を希望される方は、傍聴希望日の5日前までにご連絡ください。手話通訳および要約筆記に要する費用の本人負担はありません。
- ・身体障害者の方は補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)と同伴で傍聴できます。

本会議の中継

1 本庁・各支所におけるモニター中継
本会議の様相や行政情報を、市政情報配信システムにより配信しています。

同システムで、本会議の開催中の様子が、本庁や各支所のロビーなどでご覧いただけます。

2 インターネットによる中継・録画放映
広く議会活動を周知し、議会に対する理解を深めていただくとともに、議会情報の速報性を高めるため、インターネットによる本会議中継と録画放映を実施しています。

本会議中継では開催中の本会議をリアルタイムで、また録画放映では平成20年第2回定例会以降の本会議の様相をご覧いただけます。



<アクセス方法>

市議会トップページ→「インターネット議会中継・録画」

調査時報(2013年6月号)を発行しました。

市議会事務局では、中核市の主要新規単独事業および新規開設施設、中核市の議会運営に関する調査をまとめた「調査時報」を6月28日に発行しました。

「調査時報」は、下記の施設で閲覧することができます。

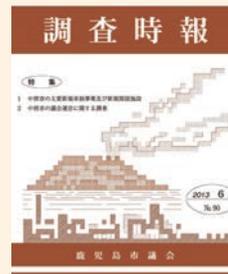
また、市議会ホームページでも閲覧することができます。

<アクセス方法>

市議会トップページ → 「広報」 → 「刊行物の案内」 → 「調査時報等」

【閲覧ができる施設】

市議会図書室、市政情報コーナー、市民プラザ、市民相談センター、市消費生活センター、各支所、高齢者福祉センター、知的障害者福祉センター、地域福祉館、吉田福祉センター、福祉コミュニティセンター、勤労者交流センター、地域公民館、サンエールかごしま、勤労女性センター、勤労青少年ホーム、市立図書館、県立図書館



会議録の閲覧・貸し出し

市議会では会議録を市民の皆さんがいつでも利用できるように、下記の公共施設で閲覧や貸し出しを行っています。

【閲覧・貸し出しができる施設】

市立図書館、県立図書館、地域公民館、勤労女性センター、勤労青少年ホーム、サンエールかごしま、市消費生活センター

【閲覧ができる施設】

市議会図書室、市政情報コーナー、市民相談センター、各支所、地域福祉館、高齢者福祉センター、知的障害者福祉センター、福祉コミュニティセンター、勤労者交流センター、校区公民館

【会議録検索システム】

市議会ホームページにある「会議録検索システム」で平成6年以降の会議録を開催年、ことば、発言者名などで検索・閲覧できます。

<アクセス方法>

市議会トップページ→「市議会会議録検索システム」

問 い 合 わ せ 先

- ◎本 会 議 の 傍 聴：市議会事務局総務課 TEL099-216-1450(直通)
- ◎調 査 時 報 ・ 本 会 議 の 中 継：市議会事務局政務調査課 TEL099-216-1454(直通)
- ◎会 議 録 の 閲 覧 ・ 貸 し 出 し：市議会事務局議事課 TEL099-216-1456(直通)

